

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名 <u>環境省</u>
対象税目	不動産取得税、固定資産税	
要望項目名	生物の多様性の保全を目的として民間の団体が行う土地の取得又は所有に係る非課税措置の創設	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ・特例措置の内容 <p style="margin-left: 20px;">公益社団法人及び公益財団法人であって生物の多様性の保全を目的とするものが、その目的のために取得する土地や土地上の立木等（以下「土地等」という。）については、不動産取得税を非課税とし、また、その目的のために所有する土地等については、固定資産税を非課税とする。</p>	
〔関係条文〕	〔地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律案（生物多様性条約第10回締約国会議に向けて提出の準備を進めることを平成22年6月15日に閣議了解）第十二の一〕	
減収見込額	（初年度） - （ - ） （平年度） 670（ - ） （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>生物多様性の保全上重要な土地が開発等によって損なわれることを防ぐために、そのような土地を取得又は所有する活動（以下「ナショナル・トラスト活動」という。）を促し、我が国における生物多様性の保全を一層促進することを目的とする。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>ナショナル・トラスト活動は、わが国の生物多様性を保全する上で大変重要な役割を担っており、以下に示す通り政府としても重要な位置づけがなされている。</p> <p>生物多様性基本法は、「国は、事業者、国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得・・・が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする」（第21条第3項）と規定しており、ナショナル・トラスト活動を促進するために国が積極的に取り組むべき旨が定められている。</p> <p>また、本年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2010」においては、我が国の2020年までの短期目標として、生物多様性の保全に向けた活動を拡大することを規定しており、また、ナショナル・トラスト活動のような都市住民が主導で保全・管理を行う活動について支援することも規定している。こうした短期目標を達成するため、ナショナル・トラスト活動の促進税制を整備する必要性が高い。</p> <p>さらに、生物多様性条約第10回締約国会議に向けて提出の準備を進めることを平成22年6月15日に閣議了解した、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律案」第十二の一は、「国は、生物の多様性の保全を目的として国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得が促進されるよう、これらの者に対し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うものとする」と規定している。</p>	
本要望に対応する縮減案		
		ページ 1 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	5．生物多様性の保全と自然との共生の推進 5 - 2．自然環境の保全・再生
	政策の達成目標	生物多様性国家戦略2010(平成22年3月16日閣議決定)においては、おおむね平成24年度までの間に重点的に取り組むべき施策の大きな方向性に関する基本戦略の中で、「ナショナル・トラストのような都市住民が主導で保全・管理を行う活動や、企業が所有地を活用してNGOなどとの協力により緑地を保全・管理する活動について支援します」と記されている。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置を要望 (生物多様性は一度損なわれると原状回復は著しく困難であるため、継続的な保全が必要不可欠であり、ナショナル・トラスト活動団体が取得した土地等も継続的に保持されることが必要であるため、恒久措置を要望するものである。)
	同上の期間中の達成目標	-
	政策目標の達成状況	平成22年における、ナショナル・トラスト活動の対象地の合計面積は約9,000 ha。
有効性	要望の措置の適用見込み	平成22年において、ナショナル・トラスト活動によって既に取得されている土地の合計面積は約9,000 ha。また、ナショナル・トラスト活動によって年間に新たに取得される土地の総面積は平均約664 ha
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	活動資金を主に寄附金に頼っている民間団体は、財政基盤が脆弱であることが多く、土地等の取得又は所有に伴う税負担から受ける影響が大きい。このため、生物多様性の保全という公益を目的とした土地等の取得又は所有について、不動産取得税及び固定資産税が非課税になることによって、ナショナル・トラスト活動が一層促進されるものと考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	無し
	予算上の措置等の要求内容及び金額	無し
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
	要望の措置の妥当性	活動資金を主に寄附金に頼っている民間団体は財政基盤が脆弱であることが多く、土地等の取得又は所有に伴う不動産取得税及び固定資産税の課税負担から受ける影響が大きい。そこで、税制上の優遇措置を講ずることによって、経済的なインセンティブを与えることが、我が国における生物多様性の自主的取組を進める上で効果的である。 また、ナショナル・トラスト活動は我が国の生物多様性保全のために重要な役割を有しており、その活動を通じて取得又は所有される土地等は公共の用に供されているものと言うことができる。一方、地方税法第348条第2項各号においては、公共の用に供する種々の固定資産に

		<p>ついて非課税と規定していることから、同法の趣旨と照らし合わせると、ナショナル・トラスト活動による土地等の取得又は所有に対して税制優遇措置を講ずることは妥当である。</p> <p>ナショナル・トラスト活動においては、当該土地の継続的な所有が重要であり、補助金等による支援は適当でない。また、ナショナル・トラスト活動により取得又は所有される土地等は全国各地に存在していることから、補助金等によって特定の主体・活動に対して支援を行うよりも、税制措置によって要件を満たす不特定多数の主体・活動に対して支援を行う方が適当である。</p> <p>生物多様性の保全のための政策手法としては行為規制も考えられ、自然公園法や都市緑地法等の自然環境保全のための地域指定を通じた規制があるが、そのような強い規制は、土地所有者等の財産権を尊重するという憲法上の要請から各法目的に照らして必要最小限にする必要があるため、指定は「傑出した自然の風景地」(自然公園法第2条第2号)や「良好な自然的環境」(都市緑地法第3条第1項)に限られている。しかし、我が国の生物多様性の保全を図るためには、規制に値する景観上又は都市環境上の便益は有しないまでも一定の生態系が存在する里地里山などの二次的自然の保全も必要であり、そうした土地において規制ではなく支援措置を講ずることは妥当である。</p>
--	--	---